

平成

二十年

五條市議会第四回十二月定例会会議録(第五号)

平成二十年十二月十六日(火曜日)

議事日程(第六号)

平成二十年十二月十六日 午前十時開議

- 第一 緊急質問 南和広域連合規約の変更に関する理事者側の姿勢について
- 第二 発議第十四号 五條市副市長に対する辞職勧告決議
- 第三 発議第十五号 吉野晴夫五條市長に対する不信任決議
- 第四 議第六十六号 五條市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について
議第七十一号 南和広域連合規約の変更について
議第七十六号 平成二十年度五條市一般会計補正予算(第三号)議定について
議第七十九号 五條市立学校設置条例の一部改正について
- 第五 議第六十七号 五條市立保育所条例の一部改正について
議第六十八号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
議第七十七号 平成二十年度五條市簡易水道特別会計補正予算(第一号)議定について
議第六十九号 五條市西吉野交流促進センター条例の一部改正について
- 第六 議第七十二号 市道路線の認定について
議第七十三号 市道路線の認定について
議第七十四号 市道路線の変更について

議第七十五号 市道路線の変更について

議第七十八号 平成二十年度五條市下水道事業特別会計補正予算(第一号)議定について

第七 議第八十一号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

第八 発議第十六号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

第九 同 第八号 五條市教育委員会委員の任命について

第十 同 第九号 五條市教育委員会委員の任命について

第十一 同 第十号 五條市教育委員会委員の任命について

追加日程(第七号)

第一 選第一 二号 議長の選挙について

本日の会議に付した事件

選第二号 議長の選挙について上程まで

出席議員(二十一名)

八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
山	山	益	池	藤	川	太	西
田	田	田	上	富	村	田	本
澄	由	吉	輝	美	家	好	幸
	比			恵			
雄	己	博	雄	子	廣	紀	洋

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長 吉 野 晴 夫
副市長 榮 林 美 夫
教育長職務代行者 田 野 勝 美 夫
市長公室長 岡 本 俊 夫
総務部長 田 中 和 人 衛

九番 峯 林 宏 政
十番 西 尾 彦 和
十一番 北 山 生 和
十二番 山 本 久 和
十三番 花 谷 昭 典
十四番 佐 間 正 己
十五番 寺 本 保 英
十六番 櫻 塚 凱 一
十七番 黄 木 英 夫
十八番 土 井 康 嗣
十九番 榮 林 末 次
二十番 大 谷 龍 雄
二十一番 田 原 清 孝

事務局職員出席者

都市整備部長	阪ノ上	武則
生活産業部長	林	正信
健康福祉部長	山下	正次
上下水道部長	山本	正司
社会福祉協議会事務局長	清水	衡司
会計管理者	櫻本	泰勝
西吉野支所長	岸本	泰司
大塔支所長	土井	祥嗣
監理管財課長	海老原	保
企画財政課長	水脇	正雄
秘書課長	下村	洋次
庶務課長	上田	卓司
事務局長	森本	博文
事務局係長	西峯	久美
事務局主任	笹谷	豊
事務局主任	馬場	由美子
速記者	柳ヶ瀬	美

午前十一時十二分再開

○議長（西尾彦和）ただいまから、昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

榮林末次議員から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（西尾彦和）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（西尾彦和）日程第一、南和広域連合規約の変更に関する理事者側の姿勢について緊急質問を行います。

本件につきましては、昨日の休憩前に上程されておりますので、これを継続いたします。

発言のある方はございませんか。（「六番」の声あり）六番益田議員。

○六番（益田吉博）皆さんおはようございます。

昨日に引き続きまして、南和広域連合規約の変更に対する理事者側の姿勢ということで、質問をさせていただきます。

昨日、先輩議員からいろいろ御質問がありましたので重なる点もあるかと思えますけれども、お許しを願いたいと思います。

理事者側の姿勢ということでございますけれども、副市長にお聞きいたしたいと思います。

まず、昨日も問題になっておりましたけれども、総務文教常任委員会が全員が否決となっております。我々議員といたしましては、会派があり、会派から代表者ということで各委員会に所属していただいておりますけれども、全員否決ということになりますと、これはもちろん所属していない議員も自分のところの会派から出ていただいているので、これは否決ということになるのは当然だと、私は思っているわけなんですけれども、その中で、副市長が、七人が全員否決ということを認識していただいているわけですね、していただいているわけですね、はい。認識していただいているにもかかわらず、各議員さんを回ったということでございますけれども、そしたら、議長さんとか副議長さんの了解を得て、議会の委員会が否決だということになっているわけですから、それを議長さん、副議長さんの了解の下に議会対策というか、回られたわけですか。お聞かせいただけますか。

○議長（西尾彦和）榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 益田議員の御質問にお答えいたします。

議長、副議長の了解はとっておりません。こういうことで調整に回ると考えていますということ、行っただけで、了解はとっておりません。（「六番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 益田議員。

○六番（益田吉博） それは、そのとおりだと思います。議長や副議長が委員会で否決したやつを了解したということになったら、これは我々議員が根本からひっくり返ってくるわけですから。

そしたら、副市長独自で、否決されたということをお聞きながら、了解しながら回ったということですね。ということになりますと、副市長、あなたはしてはならないことをしたということですね。議会を全く無視しておる。委員会を全く無視しておる。それをわかりながら、議員対策というか、議長、副議長始め委員さん、説得に回られたわけですね。違いますか。（「議長」の声あり）……いや、市長に聞いていません。その点、昨日の質問では、それは通してほしいとか、大事なことやとか、五條市が恥をかくとか言っておりましたけれどもね、そんな問題と違いますやろ。

あなたは、やってはならないことをやったんですよ、議会制民主主義として。職員で四十年もおつてね、あなたは、課長も部長も経てきて、議会の同意で副市長になっておるわけですよ。そのときに、回るのはおたくの勝手です。しかし、こんなことをやったら、おれはもう辞めらんなんという腹で、腹をくくって回ったんでしょう。昨日の答弁では進退は考えていませんと言っていましたけれども、そんな無責任な話ありませんやろ。やってはならないことをやって、後のことは知りません、進退のことは考えておりません。……違いますか。あなた、どんな腹を持って回られたのですか。お聞かせください。

○議長（西尾彦和） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 昨日説明したとおりですけれども、やはり全体の中で、五條市の立場を考えて、私は委員会では否決されましたけれども、その辺を踏まえて回ったということです。

以上です。（「六番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 益田議員。

○六番（益田吉博） そういう話以前の話ですわ、おたくのやられたことは。それやったら、委員会までにやったらよろしいんや。委員会までに議会対策をやったらよろしねん。今まで、榎市長のときは皆そうやっておりましたやん。こんな、否決されてから回ったということは、一回でもありますか。

そんな議会を無視した、ばかなこと。私も議員でおらせていただいていたが十一年やけれども、そんなあったことはないと思いますわ。だから、そんなことをやるということは、あなたはそれなりの覚悟をしてやったんやろと、やってはならないことをやるのだから、覚悟してやったんやろと私はそう思っているわけなんです。しかし、私は進退は思っておりませんってね、そんな無責任な話ありませんやろ。そして、議長、副議長さんところに行かれたと。そして、委員長さん、各会派の代表さんまで行ったって、あなた昨日答弁しましたわな。これ、うそですわな。違いますか。ほかにも行ってますやろ。昨日フォーラムの寺本さんも言っておりましたけれども、私はほかの会派のことは構いませんけれども、自民党もそうですよ。今、清志会四人です。西尾議長、これは当然です。黄木議員は清志会の代表です。それはよろしいですよ、行ったら。それ以外にも行っていますやろ。私は、聞いていませんよ。電話もかかっていません。着信もありません。名前を出して悪いけれども、池上議員のところへあんた行ってますやろ。これ、昨日山本議員から出ておりましたけれども、池上議員に行つて私に來ないのは、なんでですか。（議場に声あり）嫌いとか好きとかで、差別やら区別しておるのですか。ほかの議員さんもおると思いますよ。私は自分のことを言うたはつきりするさかいに、私は来てもらわなくてよかったです。来てもらわないで助かったです。これは、あなたは議員を区別しておるのですか。差別しておるのですか。答えてください。

○議長（西尾彦和）榮林副市長。

○副市長（榮林勝美）私は、そんな差別はしておりません。ただ、昨日言いましたように、各会派の代表、それから議長、副議長、委員長、それから議運の委員長、ここは回りました。それ以外には、だれとは言いませんけれども、回ったことは回っています。（「六番」の声あり）

○議長（西尾彦和）益田議員。

○六番（益田吉博）それやったら、あんた、昨日の答弁と違いますやん。昨日はうそ言うたということですか。各会派まで言いましたやん。……言いましたやろ。今とまた違いますやん、話が。議会を何と思とんえ。私は、だれのところ行っていいとか悪いとか言っていますよ。あなたの自由で行つたのか、好き嫌いで行つたのか、それは知りません。しかし、議会つてそんなもん違いますやろ。これも大きな問題ですよ。わかっていますか。そんな下手なことをしたらね、各会派はみんな同志、仲間や。すぐにわかる。どこに行つたか行かんかくらいは。ほんまにあなた、これ通す気でやつたのか。通してもらいたいと言っているけれども、そんなことやつたらなんぼでもつれるだけやん。あんた、こじれに回っているだけや、こんなもの。長いこと市役所でおつて、（議場に声あり）市長に聞いていません。（「議長、注意せなあかん」の声あり）どない、副市長。議員の差別はしてないつて、そしたら何をしていますの。行つた者と行かん者がおるといふことは。差別と違つたらなんですか、それやったら。あんた、好き嫌いで行政やつとんの。好き嫌いで副市長しとんかえ、そこで。（「議長」の声あり）

○議長（西尾彦和） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 先ほど言いましたように、差別はしておりません。

以上です。（「六番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 益田議員。

○六番（益田吉博） 差別はしてないって、わかっとるって。そしたら、何をしとるんで、そんなんやったら。行ったところと行かんところあるということ。はつきり答えてください。（「議長」の声あり）

○議長（西尾彦和） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 行ったところと行かんところと言われますけれども、私は個人的に五條市全体の立場を考えて回っただけです。

以上です。（「六番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 益田議員。

○六番（益田吉博） ほんまに五條市の立場を考えとるんやったら、議長、副議長、もちろん委員長も会派の代表も、各議員は全部回らなあきませんがな、説明しに。みんな同じ議員ですやろ。そのとき、そのときの役員改選で、委員長持っている人も、持っていない人もいろいろあります。みんな五條市民から選挙で信任されて出てきた二十一人の議員や。みんな一緒ですよ。そら、役職によっては、回る順番はあるやろ。それはいいわ。みんな二十一人、五條市議会議員ですよ。五條市民に信任されて出てきておるんや。あんたは、五條市民に信任されてそこに座っとるんや。吉野市長から提案されて、議会があんたを認めて、あんたはそこで座っているんや、副市長として。だれも五條市民が、あんたを選挙して、出てきて、副市長で座っとるんとは違う。それ、わかってくれとるの。わかっとんかえ。わかっとたら、あんたのしている行動とぜんぜん違うやん。

そして、私ね、副市長に言いに行ったことあると思う。教育長でうまいこといかんさかい、もつと副市長、汗かいたれよって言いに行ったわな。覚えてますやろ。もつと副市長、汗かいたらな、うまいこといかへんど、こんなことしたらあかんで、おれ言いに行ったと思う。そのとき、あんたおれにどない言うた。議会対策で回ったら、議員に借金ができるって、恩にきらんなんって、だからおれはそんなことせんのやって、本気であんた、私に言うたやろ。そのときに、おれはもう、あんたは副市長として失格やなあと、そのときからおれ、思っている。副市長というのは、市長と議会とのパイプ役、パッキン役や。市長が行くなというのなら、それは市長の勝手や。それでも自分の首をかけてでも、議員対策して、うまいことい

くようにするのがあなたの仕事よ。あんた、副市長って何の仕事やと思つとるの。それ、ようせんようやったら、副市長の資格も何もあれへんがな。そんなね、議員対策してね、議員に恩にきらんなんとか、借金せんなんとかね、それ、何関係あるのよ。ほんまに五條市のためを思っているのやったら、自分が汗をかいたらいいんや。そんなもの、借金でも義理でも何でもない、違いますか。一遍それを答えてください。（「市長に聞いてない」の声あり）

○議長（西尾彦和）榮林副市長。

○副市長（榮林勝美）副市長として汗をかけということは、……すべてに汗をかくことはできませんけれども、当然、せんなんことはしておるつもりでございます。（「六番」の声あり）

○議長（西尾彦和）益田議員、すみません。一応三回までとなっておりますので……。

○六番（益田吉博）あのね、教育長のときに私、汗をかいたれと言に行つたんや。市長がいつも、教育長、孫、子のためにやっていきますやん。これが今、五條市にとって一番大事と違いますか。それに汗をかかんと、否決されたようなものに動くということ自体が間違っていますわ。

もう最後やと議長が言っていますのでこれで終わりますけれども、私はあなたに教育長のときに汗かいたれと言に行つて、あなたは今言うたようなことを言うた。そして、今否決されたようなものに、また回つて、回るところと回らんとをこしらえて、市政を混乱させているだけや、あなたは。

私は、もうおたくはね、副市長としての務めはよう果たさんやると、だから自ら自分の職を辞して、五條市が円滑に回るようにしてください。終わります。

○議長（西尾彦和）緊急質問を終わります。

○議長（西尾彦和）次に日程第二、発議第十四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（森本博文）発議第十四号 五條市副市長に対する辞職勧告決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出するので、議決を求め。

平成二十年十二月十六日提出

提出者 五條市議会議員 黄木英夫
賛成者 五條市議会議員 田原清孝

同 大谷龍雄
同 土井康詞
同 榎塚凱一
同 寺本保英
同 山本久和
同 山田由比己
同 益田吉博
同 池上輝雄
同 藤富恵美子

○議長（西尾彦和） 榮林副市長の退場を求めます。

〔副市長退場〕

○議長（西尾彦和） 提出者の説明を求めます。十七番黄木英夫議員。

〔十七番 黄木英夫登壇〕

○十七番（黄木英夫） ただいま、議長から発言の許可をいただきました。

この賛成者につきましては、今、局長の方から読み上げがございましたが、正副議長については、建前上、中立ということがございますので、あえて賛成者の名前には掲載していませんということで御理解をいただきたいと思っております。

私からは、ただいま上程されました五條市副市長に対する辞職勧告決議について、案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

五條市副市長に対する辞職勧告決議（案）

榮林勝美五條市副市長は、市長が提出した南和広域連合規約の一部改正案が、本会議で付託された総務文教常任委員会で「否」とすべきものとなつ

た後において、議長、副議長、議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、市議会各会派代表を始め一部市議会議員に、今回提案されている場所と、委員会で委員から出された五條市役所第二分庁舎三階又は西吉野支所と比較した際の、メリット、デメリットを示した表を携えて、一部議員の自宅などに出向き、副市長自ら、南和広域連合の案と各委員から出された案とを比較して、南和広域連合が提案している場所の正当性を主張するという、委員会審査を無視した行動を行った。

そもそも、委員会における説明に間違いや不足があるのなら、委員会における再審査を申し出るのが、本来の理事者側が取るべき行動である。

また、本議案が本会議で上程されたときには、既に旧職業安定所庁舎の修繕工事の入札が終了していたのにもかかわらず、八日の本会議における議案審議の際にも、九日の総務文教常任委員会においても、副市長からはその説明もされていない。

榮林勝美副市長のこのような行動は、本市の議会運営を殊更無用に混乱させるものにはかならず、委員会の存在意義をも否定した軽率な行為は、榮林勝美副市長の副市長としての資質を問うものであると言わざるを得ない。

よって、五條市議会は、榮林勝美五條市副市長に対し、辞職勧告をするものである。

以上、決議する。

平成二十年十二月十六日

五條市議会

皆様には御賛同賜りますようお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（西尾彦和）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

「〔異議なし〕の声あり」

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は、本決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

はっきりしたいので、時間をいただきたいと思います。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）結構です。ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、五條市副市長に対する辞職勧告決議案は可決されました。

○議長（西尾彦和）栄林副市長の入場を許します。

〔副市長入場〕

○議長（西尾彦和）栄林副市長に申し上げます。

ただいまの五條市副市長に対する辞職勧告決議案は、可決されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第三、発議第十五号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（森本博文）発議第十五号 吉野晴夫五條市長に対する不信任決議。

標記のことについて、地方自治法第百七十八条の第一項の規定により、別紙のとおり提出するので、議決を求め。

平成二十年十二月十六日提出

	提出者	五條市議会議員	樫塚凱一
	賛成者	五條市議会議員	大谷龍雄
同		同	土井康詞
同		同	黄木英夫
同		同	寺本保英
同		同	山本久和

同 山田 由比己
同 益田 吉博
同 池上 輝雄
同 藤富 恵美子

○議長（西尾彦和）吉野市長の退場を求めます。

〔市長退場〕

○議長（西尾彦和）提出者の説明を求めます。十六番榎塚凱一議員。

〔十六番 榎塚凱一登壇〕

○十六番（榎塚凱一）議長から発言の許可をいただきましたので、私からただいま上程されました吉野晴夫五條市長に対する不信任決議について、案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

吉野晴夫五條市長に対する不信任決議（案）

吉野晴夫五條市長は昨年四月二十二日に市長に就任したが、就任以来、消防庁舎建設予定地の見直しを一方的に表明し、現在は休止とされているが、岡中継施設建築工事の突然の工事中止の決定、先の定例会では否決となったが、幼稚園及び保育所の統廃合に対する保護者や市民への無責任な対応など、また、今回は、市長が提出した議案が委員会で「否」とすべきものとなった後において、副市長に命じて、一部市議会議員の自宅などに出向かせ、当該議案の可決の必要性を説明させるに至っては、議決機関としての議会の存在意義を全く無視した行動と言わざるを得ない。

議会に対しては、六度の定例会と二度の臨時議会を経ている今日においても、いまだに「勉強中である」などの発言は、自ら地方自治制度に無理解であることを認めたものであると言わざるを得ず、今後も議会の混乱を招くことを予兆するものである。

この間、五條市議会は、市長に対して、先の九月定例会でも、調査特別委員会の委員長報告を受け偽証の告発を議決、更に辞職勧告、また、今定例会三日目の八日には、市長の問責決議も、それぞれ賛成多数で可決したところである。

これまでの市長の議会軽視の姿勢、さらには、無用に議員を敵視し、混乱を助長するかのような行為は、市長就任以来一向に改まる様子もなく、吉野市長にこれ以上市のかじ取りを任せるならば、市政運営に大きな停滞と混乱を招くことは必至であり、市の将来に禍根を残す結果となる。

よって、五條市議会は、吉野晴夫五條市長を信任しない。
以上、決議する。

平成二十年十二月十六日

五條市議会

皆様には御賛同いただきますよう、何とぞお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（西尾彦和）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を、起立により採決いたします。

市長不信任の表決につきましては、地方自治法第七十八条の規定により、議員数の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意を必要とします。

ただいまの出席議員数は二十人であり、議員数の三分の二以上であります。

お諮りいたします。本案は本決議案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）ありがとうございます。

出席議員数の四分の三は、十五人であります。

ただいまの起立者は十二人であり、所定数に達しておりません。

したがって、吉野晴夫五條市長に対する不信任決議案は、否決されました。

○議長（西尾彦和）市長の入場を許します。

〔市長入場〕

○議長（西尾彦和）吉野市長に申し上げます。

ただいまの吉野晴夫五條市長に対する不信任決議案は、否決されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第四、議第六十六号、議第七十一号、議第七十六号及び議第七十九号の四議案を一括して議題といたします。

本件につきましては、総務文教常任委員会に付託し御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。十八番総務文教常任委員会土井康嗣委員長。

〔総務文教常任委員長 土井康嗣登壇〕

○総務文教常任委員長（土井康嗣）ただいま議題となりました、議第六十六号、議第七十一号、議第七十六号及び議第七十九号の四議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る八日の本会議において当委員会に付託され、九日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第六十六号 五條市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定につきましては、昭和五十年改正の文化財保護法の規定に基づき、伝統的建造物群保存地区に関して現状変更行為の規制等を定め、文化的向上に資することを目的とした伝統的建造物群保存地区制度を新町地区に導入するため本条例を制定しようとするもので、委員から、新町地区住民と町なみ保存会メンバーの意識や本制度に対する理解度、賛同者の割合、住民負担などについてただしたのに対し、「地区住民の意識については、古い町並みを生かしたまちづくりを目的とした五條新町地区町なみ保存会を結成し、毎月一回、二十三名の幹事による幹事会開催など、伝統的町並みを保存・活性化しようという気運が高まっており、本制度導入により五條市全体の活性化につながるものと考えている。町なみ保存会のメンバーは七十名で、地区内全世帯の七割弱の加入率となっているが、保存地区内建築物等の新築、増築を規制することになっていることなど、伝統的建造物群保存地区制度に係る地元説明会を開催しながら住民理解を得てまいりたい。」との答弁がありました。また、委員から、地域住民の思いを的確に把握した上で地域活性化につなげていくことを望む意見がありました。また、委員から、地域住民全体の合意形成と意思の疎通が大事なところであり、時期尚早の感もあるとただしたのに対し、「条例制定についての考え方としては、条例を根拠に保存会のメン

バーとともに地元説明会を開催してまいりたい。また、本年八月に文化庁からの現地調査があった際には、条例制定の指導・助言があり、地元の気運が盛り上がっている今のタイミングを生かさなければならぬという考え方がある。」との答弁がありました。住民意識や熱意の差に対する方策が必要であるとの意見がありました。さらには、委員から、経費の補助等の条例案について質疑があり、「現状変更行為については、市長及び教育委員会の許可が必要である。経費の負担割合については、既に重要伝統的建造物群保存地区に選定されている地区の例によれば、対象経費のうち十分の二が所有者負担、十分の八については半分が国負担、十分の一が県負担で、残りが市の負担となっている。外観上の補修等が対象であるが、内装については自己負担となるものであり、市の財政状況や他の地区の例などを参考に勘案してまいりたい。また、現状変更行為の許可を受けることができなかつたことで損失を受けた者に対しては、通常生ずる損失を補償するものである。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、起立採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十一号 南和広域連合規約の変更につきましては、市長の新連合長就任に伴い南和広域連合事務所を新設することから、南和広域連合規約の事務所の位置を「五條市新町三丁目三番一号」に改めようとするもので、委員から、事務等の効率化、簡素化のために事務所を本市に移転することについては中南和の拠点都市としての考えから異論はないものの、財政的には既存の施設を活用すべきであるといただいたのに対し、「財政厳しい中ではあるが、広域連合という枠の中で力を出し合い協力していかなければならず、その先駆けとなるような広域連合としてふさわしい事務所が必要になってくると考えている。また、五條市の発展なくして三町八村の発展はないと自負しており、今後、事務等も煩雑になると思われることから、ある程度の先行投資として新しい事務所を考えている。」との答弁がありました。無駄な経費支出とならないよう再考を求める意見がありました。また、職員数や移転に伴う費用等についていただいたのに対し、「事務局長を始め九名の職員が一市三町八村から派遣され、総務関係、介護認定関係、障害程度区分認定関係等の事務を行っている。事務所の改修に約二百五十万円と財務会計の単独回線用として約二百万円の費用が必要で、備品類については既存のものを使用する。」との答弁がありました。委員からは、当面は短期計画を立てて、西吉野支所などの既存の施設を活用すべきであるとの意見があり、本案につきましては、慎重審査の結果、討論を省略して採決を行い、起立採決の結果、全員一致をもって否決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十六号 平成二十年度五條市一般会計補正予算（第三号）につきましては、下水道事業特別会計繰出金四千三百三十五万三千元、中学校地震補強事業費二千二十二万円、大阿太公民館改良工事費五百万円、地籍調査測量業務委託料二百万円等の合計七千九十九万円を増額補正し、その財源は、地方交付税、国庫支出金、県支出金及び繰越金をもって賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百八十億七千二百六十六万六千元とする

もので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、大阿太公民館改修工事の内容等についてただしたのに対し、「昭和五十一年建築で雨漏りがひどいため、屋根のふき替え、一部内装工事及び外壁塗装等を行うものである。また、南阿太公民館と大阿太公民館を一つにした建て替えの要望があるが、財政状況が厳しいことから、改修等に対応している。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十九号 五條市立学校設置条例の一部改正につきましては、白銀北幼稚園及び賀名生幼稚園を廃止し、新たに西吉野幼稚園を設置しようとするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、地元からの要望についてただしたのに対し、「十一月二十七日の白銀北地区区長会での話し合いにおいて、最終的に四項目の要望について協議を行った。要望に対し、文書で回答を予定している内容は、建て替えをするときは江出に建設してほしいとの要望は、江出に用地が確保されていることから、将来必要が生じたときは要望の土地に建設することが妥当と考えられ、その際には、保護者及び地元自治会と協議する。通園バスの運行は当分の間は現行のまま運行し、運行ルートはその都度協議する。延長保育は、当分の間は現行のまま継続する。合併による問題点や要望等は、PTA・自治会等とその都度相談をするとなっている。また、制服については、新入園児は保護者が協議して新調するが、四・五歳児は現在の制服を使用する。運動場の整備については、前向きに検討してまいりたい。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査の結果、討論を省略して採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（西尾彦和）この際、議員各位に申し上げます。
委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る八日に行いました議案審議において既に終了いたしました。ります。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、山田澄雄議員の発言を許します。

山田澄雄議員から資料の配付の申入れがあり、これを許可しております。
配付をお願いします。八番山田澄雄議員。

〔八番 山田澄雄登壇〕

○八番（山田澄雄）議第七十一号 南和広域連合規約の変更についてということ、今議長から了承をいただきましたので、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は、提案されております議第七十一号 南和広域連合規約の変更について、南和広域連合議会議員として、原案に賛成の立場から意見を申し上げます。

各位既に御案内のとおり、昭和四十六年に五條市と吉野郡一市三町十村の発展と一体化、振興を目的として、吉野町に南和広域市町村圏協議会を設立、住民の日常生活の拡大等により広域行政の担う役割がますます大きくなってきたため、新たな広域行政の在り方を模索しつつ、平成九年に南和広域連合を設立、介護保険審査の事務、障害程度区分認定審査事務及び世界文化遺産登録事務等を行ってきたところであり、設立当初から今日に至るまで、吉野町長が連合長を務めてきたことにより、事務所を吉野町に設置されていたところでもあります。

今般、五條市長の連合長選任に伴い、事務処理の効率的効率化、事務決裁及び介護保険障害程度区分認定審査会開催の便宜等を勘案しながら、五條市内における事務所の設置に向け、上北山村、下北山村、東吉野村等連合構成市町村に直接訪問をし、働き掛けを行い、関係機関団体等での調整を重ねてきたところであり、特に旧ハローワーク施設は審査会開催場所として駐車場及び審査会場スペースが十分確保されることなどにより、最適であるとの判断から、これまで五條市に対しても旧ハローワーク施設の使用について働き掛けをしてきたところでもあります。

このたび、五條市旧ハローワーク施設の使用について報告をいただきましたので、連合構成市町村並びに連合議会議員との協議を経て今回十二月の各市町村議会にそれぞれの連合規約に定める事務所の位置変更をお願いいたしております。

各位御案内のとおり、連合規約の変更は、連合を構成する市町村議会の議決なしには発効いたしません。すなわち、連合を構成する市町村議会のうち一つでも否決されますと、今回事務所の移転はできません。既に連合を構成する他の各町村議会においては、その趣旨を十分理解され、逐次可決されております。今後五條市が南和広域の中心となるべく、これまで連合において協議を重ね、選定いたしました旧ハローワーク施設への事務所移転について、本家本元である五條市議会議員各位におかれましては、他人事ではなく、自分事と思ひ、正確な判断をお願いいたします。

反対されました、南和広域連合が行う業務が先送りになり、市民はもとより障害者及び市町村圏の皆様にも大変御迷惑をかけることとなります。五條市の問題でこのようなことになれば、大変なことになります。広域の議員としてそれは耐えられないということでございます。

何とぞ御賢察の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

こういうことで、今広域の中の状況等についてお話しさせていただいたのですけれども、議長ちよつとよろしいですか。

今ここにお配りさせていただきました広域の事務所の移転ということで、移転場所についてメリット・デメリットということで、ここに書いて皆さんに配付させていただいたのですけれども、広域連合の事務局、そしてまた連合長を五條に持つて帰ってこいということについては、五條市の議員さんとの中で、そういう話もあって、当然、五條市が中核の、広域に対しては、負担金も五條市が一番出しておると、そんな中で、五條市に、市町村の中で、市が心をとるのが当たり前かどうかというようなことで、吉野町の福井さんが連合長を長年務めてましたんやけども、その人が退任されるということもありましたので、その機会をねらつてと言うたらちよつと言いはおかしいのですけれども、そのときに五條市に連合長を欲しいということをお願いに行きました。もちろん、各市町村の、市は別にして町村、三町八村の議員さん、もちろん首長の承諾を得てくれられないかと言われております。そんな中で、市職員さんに同行していただいて何回か通う、通う中でいろいろと、事務所等の移転等につきましてもそんな話が出ました。もちろんその中で、広域として、当時市長も、今現在も議会でも騒がれておりますけれども、また、新聞等でも騒がれておりますけれども、そんな中で、五條市が仮に連合長をとった場合、今度もしも連合長を失職するようなことがあったら、後、事務所を五條市のどこに置くのかということ、そんなことに、また問題が起きるん違うかというようなことも言われました。当然そのときに、僕らかつて五條市の財政の厳しい中で、五條市の庁舎がかなり空いているということも聞いていましたので、それを使いたい。それを使って、そこで南和広域の事務所として置きたいということもお願いしたのですけれども、それは連合の中でお願ひしたのですけれども、それやったら、今こんな状況の中で、いつまた連合長を辞めらんなんかもわかれへんやんかと。それやったら、庁舎はやめて五條市のどっかに置けよというような話もありましたので、それが多目的に今度使われていこうとする五條市のハローワーク跡地が、国の方から払下げしてもらつて、わずか五万なんぼのお金で払下げしてもらつたということを聞きました。それならその場所がどうやねんということを理事者に訴えたところ、理事者は何回か検討されたと思うのですけれども、南和広域の方からも場所を早くせよと、しないことには十二月の議会にかけられないということの話もありましたので、この場所を決めるために、ハローワークの跡地がいん違うかというような各市町村からの話も出ていますので、それでどうですかというようなことを、理事者に何度もお願いしたところ、それだつたら、そこも雨漏りしているので何とか改修しなければならぬけれども、まずそれ先にするわと。する中で、それを後日、南和広域の事務所となるんやつたらそこでもという返事を聞きましたので、広域に、またお願いをしに行き、行った中で、それやつたらそこでいいん違うかということを了承いただきましたので、広域の方でも了承をいただいたので、何とか、市長、そこを決裁してくれというようなことを急ぎよ迫つたところ、こういう結果になつて、今まあ、ハロ

ワークの跡地ということで決まったわけです。もちろん、これが総務文教にかけられて、総務文教の中で議決いただくということは聞いておりましてけれども、否決されたというときに、この間の議会の中で、議員に怒鳴り込まれたというようなことを副市長は言っていましたけれども、それは僕が怒鳴り込みに行きました。はっきり言うて、行きました。というのは、行かないことには、広域の中で五條市だけで決められることと違いますもん。なんでそんなんやったら、ちゃんと議員さん全部に説明して、こうやからこうやでという説明をなんでしなかつたんやと、否決されてあかんでは済まんぞと、五條市だけの話と違う、広域の話やでと。広域というのはね、やっぱり五條市だけでできない、今後市町村の力で、一つになって、一市三町八村が一つになってせな、今後生き残れないというような国の話もあつたので、僕かって当然そうやから、それに対してはいろんなところに向いて広域の議員として研修にも行ってきて、市ではできないけれども、市町村ではできないけれども、広域であつたらできるといふようなことをいろいろと勉強させてもらってきた中で、広域を前に立てるべきだなと。広域の皆さんの力を借りて、例えば、今後五條市のし尿処理センター一つにしても、また、自衛隊のことにしても、老人福祉施設にしても、やっぱり、広域の中でも全員が困っていることやから、そやから自衛隊かつて五條市だけと違うでと、崩落事故は一六八号、一六九号にもあるでと。ここらにも急に走ってもらおうと思つたら自衛隊やないかいというようなことも、各市町村の首長らにもそういう話をして、その中心核となるのは五條市であつて、五條市がもしもそれで連合長をいただけないのなら、僕は独断で言うたのですけれども、もう五條市の負担金がかかり大きいので、こんな広域を利用してへんのやつたら広域を辞めさせてもらおうということも勝手に言うたんですけれども、それで広域の意思が一つに固まってくれたということもあつて、南和広域連合を五條市の方に持つてくる。その中で、今後五條市が仮に連合長を辞めたとしても、三町八村のどこが仮に連合長をとられても、この五條市の場所を今後の連合の事務所ということ、でなければ、また替わつたからというて、今吉野町から五條市に移るについても、いろんな経費がかかります。それが度々そんなことで、連合長が替わるたびにそんな経費を使うことはできないと。できないので、それを一つの場所に決めておくことで、今後経費が要らないので、それだつたら同じ場所でもいいん違うかと。その代わりに、仮に下市町さんが、大淀町さんが、吉野町さんが、どこがとるにしても、そこは南和広域の事務所として使うと。もちろん、それについては借地料も、現在、吉野町にあそこの公民館を借りて、実際に広域の中で年間百万払っておるんです。そやからその金は、もちろん五條市の方で、例えば場所がどこであろうと、それは百万円をいただけるといふこともあつて、仮に二百五十万の、これ二百五十万といつて、今理事者の説明も悪かつたのかもわかりませんけれども、二百五十万というのは、雨漏りしているやつをまず直してもらつて、そこが仮にできあがつたものに対して広域の事務所として使わせてもらおうということ、当然、こんなただでもらつたものであつても、雨漏りしているとか、屋根が飛んでいるものを放つておくわけにはいきませんやんか。そやから、これは理事者の方で直したと思つたのですけれども、できたら、そんないろいろないきさつがあつて、

広域の中にも、僕かって、広域を一つにすることで五條市の発展、市民の安定した生活にもつながると思つて、広域に対しては何とか力を入れて、広域を前に行かせたいということを願っております。

そんな中で、理事者の説明、そしてまた、議員さんのいろんな問題等に対して、今まあ、今日はこんなふうな議会になっておりますけれども、何か御理解いただきまして、各市町村が生き残れなくても広域なら生き残れるということを再度申し上げまして、皆さんの心ある決断をお願いしたいということ、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西尾彦和）次に、大谷龍雄議員の発言を許します。二十番大谷龍雄議員。

〔二十番 大谷龍雄登壇〕

○二十番（大谷龍雄）それでは、議第七十一号 南和広域連合規約の変更議案に対する反対討論を行います。

この議案の中身は南和広域連合の事務所の移転という事に限定されてるのであります。広域連合長を吉野市長にしたいと思うけれどもどうかということ、これを諮っているわけではないのです。連合長をだれにするかの決定権は、今日の議案には入っていません。それは、南和広域連合で決められたんだと思います。だから、この議案の中身の重点を外さずにして、私は反対討論をさせてもらいたいというふうに思います。

この議案の中身はもう御存じのように、現在の南和広域連合の事務所は吉野郡吉野町大字上市一三三番地にあるわけですけれども、その事務所を五條市新町三丁目三番一号に移転したいというのが議案の中身であります。番地が新町三丁目と決められておりますから、これは現在のハローワークの位置だということになるわけです。

反対討論のまず始めに申し上げたいのは、南和広域連合の事務所を五條市に持つてくることに反対はしていません。吉野市長は連合長になつたんやたら五條に持つてくるのは仕方がないやないかというのが、総務文教常任委員会での発言者のすべての意見であります。ここが、皆さん方によく御理解いただきたいというふうに思うんですね。しかし、吉野市長は、五百億の借金を解決するために市長になつたんやとか、財政改革ということで再々表明されておりますから、その言うていることを実際の行動に移してもらおうと思えば、南和広域連合の事務所もお金のかからないところで、いわゆる必要性の満たしているところであつたらいいんではないですかということ、各議員が提案されたのが、五條市役所第二分庁舎三階及び西吉野支所かどうかというふうに提案されたわけです。しかし、吉野市長も副市長も、その議員の提案に対して再度検討してみるといふ答弁は一度もなかったわけがあります。

そしたら、ハローワークに決定した場合どれだけのお金が要るのかということ、もう総務文教常任委員長長の報告の中でも明らかにされております。

ので必要ないわけでありませけれども、私の聞いている範囲内でも少し補足して申し上げますと、ハローワークの改装費に約二百五十万そして事務機器の設備費に約二百万ですね。これは、南和広域連合の財政から出してもらうのではないんですよ。五條市の財政で出さなかんわけですね。そして、財務会計処理費用、これは光ファイバーではなしにソフトでいくことを言われておりますけれども、これに約二百万要るわけですね。しかしこれは、五條市直接財政負担ではなしに、南和広域連合から出してもらえないかというのが私の調査の中での話であります。しかし、南和広域連合の財政は、五條市もそれぞれの皆さんが出し合っているお金でありますから、その一部は五條市が負担するということですね。だから、最低でも、先ほどの四百五十万と二百万というたら六百五十万が要るわけですね。そして、やはりハローワークよりも、それぞれの議員さんが提案しているところで検討してみると、その柔軟な姿勢も総務文教常任委員会ですされたのであつたら、私の想像ですけれども、何も五條市に持つてくることについて反対は、皆さんしていませんからね、否決にならなかつた場合もあるわけですね。

榮林副市長の辞職勧告決議案でも明らかにされましたように、総務文教常任委員会における説明に間違いや不足があるならば、委員会における再審査を申し出るのが本来の理事者側がとるべき行動であるって明らかにされておりますけれども、このことをやれる時間はまだまだあつたわけです。しかし、それをやらずに、先ほど辞職勧告決議案、吉野市長不信任決議案の中でも明らかにされましたように、総務文教常任委員会否決後、吉野市長の指示で榮林副市長が先ほどからの内容で回られたという、議会のチェック機能の無理解、議会の議決権の無理解という行動に走つて、先ほどから副市長は辞職勧告決議が可決され、吉野市長の不信任決議は否決になりましたけれども、中身の責任は一緒ですわね。

そして、連合の議会が年間三ないし五回あるということらしいですけれども、限定はできませんけれどもね、しかし、吉野町に事務所があつた現在でも、議会は五條市の市民会館でもやっているときもあるんですよ。だから、年間三ないし五回の議会くらいは事務所以外の、広い場所、広い駐車場のところで既にやっているわけですよ。

そして、先ほどからも山田澄雄議員の説明の中にもありましたように、連合長が吉野市長以外の人になつても、事務所は経費節減のために五條のハローワークでずっと事務所を維持できたら経費節減になるからそれがいいのではないかとというのが説明の一つにありましたけれどもね、山田澄雄議員自ら、事務所と連合長が一緒でないといかんということは言われていないわけですね。しかし、我々は吉野市長が連合長になるのだつたら、それは決裁に行くのも吉野町まで行かんなんから、事務所は五條市に置くのは仕方ないだろうということ、ここまで我々は理解を示しているんですよ。長い期間で考えたなら、経費の面においても、やっぱり南和広域連合の責任を果たしてもらおう上においても、我々総務文教常任委員会での各議員の主張は的確だつたのではないかと、私は思います。

先ほど山田澄雄議員の説明の中に、それぞれの場所のメリット・デメリットも示されましたけれども、そうであるならば、やはり議案提出者の責任として、総務文教常任委員会開催のときに出すべきですね。そして同時に、この五條で南和広域連合規約の変更の規約が否決になっても、現在南和広域連合が担当していただいている事務、仕事等々がストップしなければならぬということではないと思いますよ。住所の移転について規定されているだけであって、五條に持ってくることはいいけれども、五條市の中の場所について否定されているのであって、南和広域連合の事務所はもうやめなさいという否決ではないわけです。だから、ほかのところでは否決されて、五條で否決されても、当面吉野町の事務所です、仕事は十分できるのではないですか。吉野市長、広域連合長を辞めなさいという否決とは違いますよ。吉野市長かって南和広域で吉野連合長と決まったんやったら、そのままやられたらどうですか。吉野町の事務所、当面行かんなんのやったら、そこまでそら、決裁には行かないかんやろけどね。それはもう、先ほど山田澄雄議員の説明の中にあつたように、吉野市長が連合長を辞めても、ほかの人がなっても、五條市に事務所を置いてくれたらそれでもいいんやと申しておるわけですからね。何も距離があつたかつて、吉野市長、決裁に吉野町の事務所まで行かれたらどうですか。だから、我々が否決した議案の自身を拡大解釈したらいかんわけです。事務所の移転にも反対していません。五條市内での事務所の場合だけが、否決されただけですわね。だから、その辺のことをよく御理解いただきまして、これだけの説明不足、無理に通そうとするこの行為等をみれば、やっぱりいったんはここで否決して、南和広域連合の皆さん方にも、もう一遍慎重に考えてもらう上においても、私は否決しても、事務、仕事は続けられるわけですから、いったん五條市のこの議会で否決されることの方が、将来の南和広域連合の事務の責任と南和広域連合の下に住まいされております住民の皆さん方のためにもいいのではないかとということをはつきり申し上げまして、多くの賛同の議員の皆さん方の反対の意思表示をお願いいたしまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（西尾彦和）以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

なお、本案につきましては、議案ごとに採決をいたします。

初めに、議第六十六号 五條市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定についてを、起立により採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に議第七十一号 南和広域連合規約の変更についてを、起立により採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立少数であります。よって本議案は、否決とされました。

○議長（西尾彦和）次に議第七十六号 平成二十年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定についてを、採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に第七十九号 五條市立学校設置条例の一部改正についてを、採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）昼食のため、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十四分休憩に入る

午後一時三十一分再開

○議長（西尾彦和）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（西尾彦和）日程第五、議第六十七号、議第六十八号及び議第七十七号の三議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生常任委員会に付託し御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生常任委員会榎塚凱一委員長。

〔厚生常任委員長 榎塚凱一登壇〕

○厚生常任委員長（榎塚凱一）ただいま議題となりました、議第六十七号、議第六十八号及び議第七十七号の三議案につきまして、厚生常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、八日の本会議において当委員会に付託され、九日午後一時三十分から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第六十七号 五條市立保育所条例の一部改正につきましては、平成八年四月から休所中の野原東保育所を廃止するもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十八号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、し尿処理手数料を現行の十八リットルにつき汲取料八十四円と処理料十六円を汲取料百三十円に改定するもので、委員から、業者との担当区域に係る補償等についてただしたのに対し、「くみ取り料については担当区域を決めているが、合併処理浄化槽や単独処理浄化槽については業者指定はしていない。下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の件については十年間行使しないということで、これらを踏まえた中でくみ取り料金についての話し合いをしている。担当区域の減少に対する補償については特別措置法の関係から一度も話はないが、県下では六市町が適用している。また、し尿収集量を計測するメータの設置が可能なのは、現有車両十台のうち二台しかなく、設置に当たっては新車を購入することになるため設置の期限は五年以内ということで協議しており、可決されれば覚書を交わして、違反したときは許可の取消しもあり得る。県下の市において処理料を取っているのは本市だけであるが、法的に国の指導はないところである。」等の答弁がありました。また、高齢者を始めとする弱者にしわ寄せがいくことについてただしたのに対し、「二十三

年間値上げがなく、メータ設置で公平さを保つ機会につながるもので、市民の負担は増えるが、勘案した結果である。」との答弁がありました。委員からは、弱者に配慮すべきであるとの意見とともに、値上げの要望に対しては実態の把握が必要であるとの意見があり、本案につきましては慎重審査を経て採決を行い、起立採決の結果、賛成少数により否決されましたが、一名の委員が態度を保留しました。

次に、議第七十七号 平成二十年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）につきましては、落雷災害に起因する機械設備修繕料二百四十万円を増額補正し、その財源は、機械設備損害補償保険料及び前年度繰越金をもって賄い、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ五億一千四百九十万円とするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、損害の概要についてただしたのに対し、「統合施設の原水供給施設中継貯水槽、賀名生北の神野高区配水池水位計と同じく低区配水池配水流量計、白銀南施設の浄水場水質監視計器等の五施設、六箇所の故障である。」との答弁があり、本案につきましては慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございます。

○議長（西尾彦和）ただいまの厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、山田澄雄議員の発言を許します。八番山田澄雄議員。

〔八番 山田澄雄登壇〕

○八番（山田澄雄）ただいま上程されております議第六十八号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきまして、議長から発言の允許がなされたので、賛成の立場から討論をいたします。

本条例の一部改正につきましては、昭和六十年六月一日以来二十三年間実質的な値上げは行っておらず、また、一部改正の条例として業者間の協会である五條市環境衛生協会との間でくみ取り料金の不公平さをなくすために計量器の設置の話合いが出てきておると聞いております。この計量器の設置をすることによりまして、今後くみ取り料金の値上げを含めた中で、市民に十分御理解をいただけると確信しております。

以上述べましたことから、上程されました議案に対しまして賛成するものであります。

議員各位にはよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）次に、太田好紀議員の発言を許します。二番太田好紀議員。

○二番（太田好紀）議長から発言許可をいただきましたので、ただいま委員長報告がありました議第六十八号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論させていただきます。

委員長から報告がありましたように、厚生常任委員会における本議案の審査の結果は否決でありました。

その報告の中で、委員各位から出されました質疑、意見、またそれらに対する理事者側からの答弁が報告されたわけですが、私は八日の本会議における質疑でも申しましたが、なぜ、今この時期なのかと思うわけであります。

世界経済の悪化の影響を受け、国内景気も急速に落ち込み、市民の皆様には日常生活の様々な面において大きく負担を強いられているのが今の現状であります。

この時期に、さらに市民生活に追い打ちをかけるような値上げをなぜするのか。

私の質問に対して、市長からは二十三年間値上げしていないし、他の市町村と比べても収集料金が安いというような答弁がありました。また、現状では公平性が確保されていないので、今回業者には、全国的にも一県か二県しかないようなメータを設置させるとの答弁がありました。このメータの設置についても、要するに全国的にもほとんど採用されていないような高価なメータを業者に設置させ、その経費負担を直接市民に強いるということになり、この判断も理解し難いものであります。

私は、くみ取り料の値上げについては、市と業者との間にどのような話し合いがされてきたのか、どのような経緯で理事者側はこの決定をされたのかを尋ねましたが、市長からは数回の協議を行ったとの答弁があり、後からの部長の答弁では、数回とはたった三回でありました。

私は多くの市民に負担を強いるようなこのような問題についてこそ、市長は諮問機関を作り、学識経験者や住民代表、またその他いろいろな意見を参考にしながら、慎重に時間をかけて決めていくべきではないかと考えております。

また、合併から三年以上がたち、旧西吉野村、旧大塔村の料金格差についても併せて協議をし、五條市の制度に統一するべきであると考えております。

単に二十三年間値上げをしていないというだけでは、理由にはなりません。市民に直接の負担増を強いることなく、先ほども申しましたように、広く意見を聞きながら、将来を見据えた運営についての協議をしていくべきだと考えております。現に世間では、急速な経済の悪化に伴い、収入の減少だけではなく、雇用そのものが深刻な問題となっております。少なからずその影響は、私たちの地域でも出てきております。私はそのような状況の中

において、市民の皆さんに過度の負担を強いる判断をすることはできません。

市長はいつも「子や孫のために」と言っておられますが、子や孫のためにと言うのなら、今苦境に立つ親に対しても配慮をすべきではないでしょうか。

市長には、現在市民の皆様が置かれている状況を考慮し、今後の動向を的確に精査し、慎重に対応していただくことを要望し、ただいま審議に付されております議第六十八号についての私の反対討論といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）次に、大谷龍雄議員の発言を許します。二十番大谷龍雄議員。

〔二十番 大谷龍雄登壇〕

○二十番（大谷龍雄）それでは、議第六十八号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に対する反対討論を行います。

委員長報告にもございましたけれども、この条例の中身を再度説明をいたしますと、現在十八リットルにつき市民の皆さん方、旧五條市の市民の皆さん方には百円で手数料をいただいております。その百円のうちの八十四円が業者の皆さん方のくみ取り料で、残り十六円を五條市の衛生センター処理施設に払っていただいておりますね、現在ね。だから、誤解がないように申し上げますけれども、旧五條市民の皆さん方からは十八リットルにつき百円いただいておりますね。それを今度は、十八リットルにつき百三十円という値上げ、そしてその内容は、今まで業者の皆さん方からいただいております処理料十六円を、もうなくして、百三十円全部業者の皆さん方のくみ取り料にさせていただくと、これが今回の議案の中身でありますね。こういった大変重要で困難な廃棄物の処理及び清掃に関するこの課題を解決する上においての根拠的な法律はどうなっているかということをやっと法律に基づいて明らかにしておきますと、第四条「国及び地方公共団体の責務」ということで、「市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上」、これは許可業者の皆さん方もやっぱり対象になりますわね、「職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。二 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。三 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないように適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に

果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。」今読ませてもらったところで財政の責任を明らかにされたのは、国の方なんです。財政的な責任は、国にあるわけですね。それは、この課題は人間の生活、健康を維持する上において大変重要な業務であると同時に、個人ではできない大変困難な業務であるところから、法律のポイントは国の最高の責任を明確にしているわけであります。

これを明らかにした上で、具体的に反対討論に入っていくたいと思いますけれども、皆さんからいただいた資料を見ますと、なるほど従量制でくみ取っている奈良県下の市は、五條市、大和郡山市、天理市、香芝、宇陀というようになります。その中でも、五條市は十八リットルにつき百円でありますから、一番安いわけであります。ところが、そのくみ取りの回数、方法よりも回数、これがやはり五條市が一番市民サービスから言えば、後退したやり方になっております。

具体的に申し上げますと、五條市は、市民の皆さん方からくみ取りの連絡を衛生センターないし業者に連絡が入ってから、許可業者の皆さん方にくみ取りに行っていたいております。しかし、ほかの今申し上げました市は、市民から連絡がなくても月一回、あふれてなくてもくみ取りに行くというのが、全部基本です。郡山、天理、香芝、宇陀。これはどんなメリット・デメリットがあるかと言いますと、市民の皆さん方のメリットは、過去起こりませんでした、衛生センターや業者の皆さん方に連絡しても、なかなか来てくれない、そんな中で便槽があふれたということは、これは九九パーセント起こりません、月一回定期的にくみ取ってもらったらね。これが、市民の皆さん方のメリットですね。業者の皆さん方のメリットはどうかと言いますと、やはり合理的に連絡があつてから行くわけですから、燃料代は最小限になります。そして、それに費やす時間も最小限ですね。だから、やっぱり業者の皆さん方のメリットは経費が、月一回必ずくみ取りに行かなければならない他市よりも経費は安くなるわけですね。だから、十八リットル百円の手数料だけをとって、五條市の処理、くみ取り体制が一番遅れているということの判断はできないわけですね。

そんな中で、今回の値上げが出てきたわけでありますけれども、その条件として、将来はメータの設置、領収書の発行等々を言われているわけでありますけれども、メータの設置の値段もね、事前に説明がありました。

したがいまして、私は私独自の調査をさせていただきました。奈良県下でバキュームカーにメータを設置しているところがないか探しましたがけれども、入ってきた情報は上牧町であります。上牧町の我が党の議員に調査をしてもらいました。それを明らかにしますと、上牧町は約十年前にいすゞのバキュームカー一台、三菱のバキュームカー一台を持っておりました。そして、そのうちのいすゞにだけ、約十年前にバキュームカーのメータを取り付けております。このメータは、目視して数値を量るんじゃないんですね。計量値は、レシートで出てくるのです。だから、機械が計算するわけでは

ね。このメータの値段は、約十年前で二百三十万円。ところが、去年十九年度に二台のバキュームカーを、もう一台に減らしてもいいということになりまして、なくす車はメータの付いたはずをなくして、置いておく車はメータの付いていない三菱にするということになったものですから、いすゞに付いておった二百三十万円のメータを三菱に付け替えました。その付け替えだけの費用は、十九年度で十四万円。この付け替えた三菱の初年度の検査日は平成十一年でありますから、大体九年前ですからね。だから九年前の車両でも、十四万円で取り替えられているということですね。だから、五條市の皆さん方言われている、全国一、二の一番いいメータと言われておりますけれども、私は計量値がレシートで出てくるものであれば、これ以上高い、いいものは、当面はそう必要がないのではないかと思います。十年前に二百三十万円で設置しているわけですからね。だから、先ほどの説明では、二台は設置できるけれども、後の七台は新車に替えなければ設置できないと言われておりますけれども、それはそれで、担当の皆さん方の調査した結果そう出ているのであるかもわかりませんが、私の調査結果では今明らかにしたような状況でもいけるといふことですね。

したがって、私はやはり、メータの取付けは長年の課題でありましたから、メータの取付けはやはり早い方がいいのではないかなといふふうに思います。しかし、値段が、ちょっと私の調査の値段と今までの説明の値段では差がありますけれども、どちらにしても、いわゆる二百万円以上になるのではないかなと思いますから、先ほどの、いわゆるこの業務の国の責任から言えば、メータに必要な経費をすべて市民に転嫁するのも、これはいいことないですわな。しかし、一〇〇パーセント業者の皆さん方に転嫁するのも、これもいいことないと思いますわね。だから、メータの取付け費用は県・国の費用をもらって、市の責任で最低半分は持つべきではないかなと。取り付けた以後は業者の所有物になりますから、だからやっばり業者にも半分に近い負担はしてもらわなければならないのではないかと、そういう財政負担で、早急にメータの取付けを行うべきだと。そして、この議案の中に百三十円に上げるとなっていますけれども、これをやめて、当面は処理料の十六円を業者の皆さん方のくみ取り料の中に加えて、当面はそれでスタートしてみるべきではないかなと。そして、できたら、他市と比べた市民サービスの違いも改革せいかんの違いますか。ほかの市は月一回、市民の皆さんから連絡がなくても定期的にくみ取りできるといふことになっておるわけです。五條市は随時ですね。だから、この辺の改革も、やっばりこの時期に考えていかなければならないのではないかと。まだまだ合併以後、区域は違いますが、公共下水道が普及できない地域が多いわけですからね。この業務はまだまだ先々大事になりますから、特に一人暮らし、お年寄りだけの家庭というものが増えておりますし、これからも増えてきますからね。お年寄りの皆さん方が悩まなければならぬような、そういうくみ取り体制にならないよう改善すべきだといふふうに思います。

以上で、一部財政的な私の提案も明らかにさせていただいて、そして、今回の百三十円の引上げはとどまることを指摘させていただきまして、この議案に対する反対討論を終わらせていただきます。

○議長（西尾彦和）以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

なお、本案につきましては、議案ごとに採決をいたします。

初めに、議第六十七号 五條市立保育所条例の一部改正について、採決いたします。

本議案に対する厚生常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に議第六十八号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを、起立により採決いたします。

本議案に対する厚生常任委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立少数であります。

よって本議案は、否決とされました。

○議長（西尾彦和）次に議第七十七号 平成二十年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定についてを、採決いたします。

本議案に対する厚生常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第六、議第六十九号、議第七十二号、議第七十三号、議第七十四号、議第七十五号及び議第七十八号の六議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、建設経済常任委員会に付託し御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。建設経済常任委員会西本幸洋委員長。

〔建設経済常任委員長 西本幸洋登壇〕

○建設経済常任委員長（西本幸洋）ただいま議題となりました、議第六十九号、議第七十二号、議第七十三号、議第七十四号、議第七十五号及び議第七十八号の六議案につきまして、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る八日の本会議において当委員会に付託され、十日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第六十九号 五條市西吉野交流促進センター条例の一部改正につきましては、五條市西吉野交流促進センター、愛称こんぴら館に指定管理者制度を導入するため、指定管理者の指定の申請や指定管理者が行う業務内容など所要の改正をするもので、委員から、指定管理者制度の導入に当たっては、地域密着型の方針を変えることなく、手続等の簡素化を図った上で、地域に合う形の制度導入を図るべきであるとただしたのに対し、「地域の特産物の展示・販売と各種情報を発信することにより都市住民との交流及び地域住民相互の連携を深めて地域の活性化を図るという当初の設置目的を踏まえて制度を導入することを基本的な考え方としている。実態に合うということになれば、指定管理者は地元優先であると考えますが、今後検討してまいりたい。」との答弁がありました。また、今後のスケジュール等についてただしたのに対し、「今後の基本的なスケジュールとしては、施行規則の改正と募集要項の作成等の準備作業を行い、来年二月から三月に募集、四月から五月に審査・選定、六月定例会で候補者を提案して九月末までに移行に向けての準備作業を終え、十月一日から指定管理者による施設管理を実施したいと考えている。」との答弁がありました。これに対して委員からは、事務の簡素化を図るとともに日程の迅速性を求める意見がありました。また、「現在も営業中の施設であり、移行に伴う作業等に日数を要するところなどがある。選定に当たっては選定委員会を設置して広く意見を聴き、公平性を担保してまいりたい。」との答弁がありました。制度導入に至るまでの運営方法等についてただしたのに対し、「応募者がいなかった場合は再度の募集に努めるが、来年九月までに管理者の決定ができないときは、雇用者や販売物品の関係から九月末をもって休館の対応をしなければならぬものと考えている。また、施設の維持管理費については、募集要項作成時の検討課題としている。」との答弁がありました。また、委員から、行政の事務手続にとらわれるのではなく生産者や利用者の視点に立った日程等

を検討すべきであることや、重ねて施設運営については地元優先が望ましいとの意見がありました。

次に、議第七十二号 市道路線の認定につきまして、樫辻町にある既存の農道を生活道路とするため、道路延長七七五メートル、幅員四メートルを市道樫辻一六号線として認定するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第七十三号 市道路線の認定につきましては、西吉野町滝に建設していた道路が完成し生活道路とするため、道路延長六一五メートル、幅員七メートルを市道西吉野滝一号線として認定するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第七十四号 市道路線の変更につきましては、従来、生活用道路として活用している市道本町一二号線が国道二四号拡幅工事に伴い起点変更し、道路延長二九八・三メートルから二七八・三メートルに変更するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第七十五号 市道路線の変更につきましては、従来、生活用道路として活用している市道本町二七号線が国道二四号拡幅工事に伴い起点変更し、道路延長一五一・四メートルから一三二・四メートルに変更するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第七十八号 平成二十年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）につきましては、元利償還金の変更に伴う公債費等四千百三十五万三千円を増額補正し、その財源は一般会計繰入金をもって賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ十八億三千六百三十五万三千円とするもので、当局の説明により了承した次第であります。

こうして、当委員会に付託された議案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（西尾彦和）ただいまの建設経済常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま建設経済常任委員会委員長から報告がありまして、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第七、本日提出されました議第八十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第八十一号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。岡本市長公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人）ただいま上程いただきました議第八十一号について、提案理由の御説明を申し上げます。

本市の財政状況は今後ますます厳しくなることは必至でありまして、財政改革は急務であります。

よって今回、報酬の引下げについて議員各位の御協力をお願いするものであります。

追加議案書の二ページをお開きいただきたいと存じます。

附則第五項の次に、次の一項を加えるものでありまして、平成二十一年一月一日から平成二十三年四月二十一日までの間、議会の議長、副議長及び議員に支給する議員報酬は第一条の規定にかかわらず、同条に規定する報酬月額からその額に一〇〇分の二〇を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

なお、附則につきましては、二十一年一月一日から施行するものであります。

よろしく御審議を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二十一番」の声あり）二十一番田原議員。

○二十一番（田原清孝）今提案されましたこの報酬引下げですけども、これはわたしら議員提案で今度の十月の一日からは定数を十五人とすることになっておりますのでこれは三〇パーセント、議員が議員提案として出しております。

そしてまたこれ、公室長に聞きますけれども、報酬審議会も何もなしでもこれはいけるんげ。

そして、この提案に、なぜ議員だけがするのでか。特別職、市長とか副市長とか、これ何もなしで、何を根拠にこんなことをするのか、ちょっと答弁を願います。

○議長（西尾彦和）岡本市長公室長。

○市長公室長（岡本和人）田原議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の議員報酬の改正について、審議会というのは、本則から変える場合は報酬審議会の意見を聞いてしなければならぬということになっておりますが、一応暫定措置というふうな形で、法的には問題ないと思っております。

それと、御指摘の市長につきましては、後ほど議員発議の中で出ておりますので。それと、副市長でありますとか、職員も来年の四月に向けまして、いろいろな手当を改定していきたいと思っておりますので、その時点で議会の方には相談をいたしまして、提案していきたいと思っております。（「二十一番」の声あり）

○議長（西尾彦和）二十一番田原議員。

○二十一番（田原清孝）これ、なんで暫定だけですか。わしらはちゃんと来年の十月ですか、それでわしらは三〇パーセントカットするようになっていきますんで。それを、理事者のはせんと、来年四月からするのでなしに、なんで今出してこないのか、これ。こんな、思いつきでやな、なんでするんで。

これはやっぱりちゃんとした、下げるときには下げるので報酬審議会にかけて、ちゃんとせんことには、こんな暫定的な、今思いつきで、今日出してきたばかりで、こんなやり方は。わしは素晴らしい公室長やと思うのやけどね、こんなもの堂々と出してくるというのがね、わしはちょっと欠けておると違うのかなど。

そして、これだけやかましく言われておるにもかかわらず、自分らのは何もせんと、議員のだけ、こんなん意地悪しかないやろ。本当に考えてないですよ、これ。こんなことをなんぼ言うても仕方ありませんけれどもね。そやから、こんなあほなことは、そら市長の権限があるからやったらいいけれども。

終わります。（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和）二番太田議員。

○二番（太田好紀）この改正を見ますと、平成二十一年一月一日から平成二十三年四月二十一日の間となっておりますけれども、これ二十三年四月二十一日までの間という、その根拠。なぜこの間だけなのかということの説明を説明したいと思えます。

○議長（西尾彦和）公室長。

○市長公室長（岡本和人）こういう条例というのは、当分の間とかをうたうケースが多いのですけれども、当分の間となりますと、いつまでかという議論も当然出てくるわけでございまして、今回吉野市長が在任している間皆さんに御協力をお願いしたいという意味合いの中で、こういう形にしてまいりました。（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和）二番太田議員。

○二番（太田好紀）公室長ね、これは議員のことなんで、市長の在任というよりも議員に合わすべきではないかなと、私は思うのですよ。当然、市長の在任とちがって、議員のために出してきたおのりでしょう。だから議員に合わすべきだと思いますけれども、そこらはどういうふうにお考えですか。

○議長（西尾彦和）岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人）太田議員の御質問にお答えいたします。

そういう考えもございました。ただ、市長の立場から申しますと、やはり自分の在任期間は協力をお願いしたいということでございますので、その点は御理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（西尾彦和）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は討論並びに委員会付託を省略することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）ありがとうございます。起立少数であります。

よって本議案は、否決となりました。

○議長（西尾彦和）次に日程第八、発議第十六号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（森本博文）発議第十六号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する。

平成二十年十二月十六日

提出者 五條市議会議員 藤 富 美恵子

賛成者 五條市議会議員 樫 塚 凱 一

○議長（西尾彦和）提案の趣旨説明を求めます。四番藤富美恵子議員。

〔四番 藤富美恵子登壇〕

○四番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、私から、ただいま上程されました特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を行います。

御承知のとおり、現在五條市には約五百億円の借金があり、大変厳しい財政運営を強いられております。

市においては、平成十八年度に策定した「五條市新行政改革大綱」及び「五條市集中改革プラン」、また、昨年度から実施されております行政評価システム等により、それぞれの取組がなされているところであります。

私たち議員も、平成十八年十二月に議員の「定数等検討特別委員会」を設置し、平成二十一年十月一日以降の選挙から議員の定数を二十一人から六人減らし、十五人とし、約三〇パーセント、四年間で約二億二千四百万円を削減するという厳しい選択をいたしました。

しかしながら、五條市の財政はますます苦しくなる一方で、今後も財政健全化に向けて市民の皆様にも更なる御理解と御協力を求めていくこととなります。

その中で、五條市のトップリーダーという立場にある市長は、市民の皆様には、市民の皆様には、当然のことながら自らがまず血を流し、行政改

革に取り組む姿勢を示さなければなりません。

吉野市長は、平成十九年四月に五條市の財政改革を公約に掲げ当選されました。同時に市長の給料の三〇パーセントから五〇パーセントの削減を市民に約束されております。市長の給料の削減に関しては、平成十九年六月議会で一度は五パーセントの引下げを提案されましたが、率が低すぎるという事で否決となり、その後平成十九年十二月議会で市長は今後行政改革の具体的な取組として、集中改革プランに基づき、今後の財政状況を見極めながらと考えており、平成二十年三月議会に提案したいと考えているという答弁をされました。しかしながら、一年たった今日においても、吉野市長からは何の提案もございません。

そこで、吉野市長は、市長の給料三〇パーセントの引下げを即刻実行すべきであると考え、この改正案を提案いたしました。
議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（西尾彦和）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）ありがとうございます。
起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）議事の都合により、副議長と交替いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（太田好紀） 議長の職務を行いますので、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

西尾彦和議員から、議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（太田好紀） 御異議なしと認めます。よってこの際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第一百七十七条の規定により西尾彦和議員の退場を求めます。

〔西尾彦和議員退場〕

○副議長（太田好紀） まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成二十年十二月十六日

五條市議会副議長 太田好紀 殿

五條市議会議長 西尾彦和

辞 職 願

このたび、諸般の事情により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○副議長（太田好紀） お諮りいたします。西尾彦和議員の議長の辞職を許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（太田好紀） 御異議なしと認めます。よって、西尾彦和議員の議長の辞職を許可することに決しました。

西尾彦和議員の入場を許します。

〔西尾彦和議員入場〕

○副議長（太田好紀）ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（太田好紀）御異議なしと認めます。よってこの際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○副議長（太田好紀）追加議案及び日程を配付させます。

追加議案及び日程の配付漏れはございませんか。――。

配付漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○副議長（太田好紀）追加日程第一、選第二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（森本博文）選第二号 議長選挙について。

地方自治法第百三条の規定により本市議会議長の選挙を行う。

平成二十年十二月十六日提出

五 條 市 議 会

○副議長（太田好紀）意見調整のため休憩をいたします。

午後二時二十九分休憩に入る

午後四時五十分再会

〔榮林末次議員入場〕

○副議長（太田好紀）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりませんので、会議が成立いたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

意見調整のため、暫時休憩をいたします。

午後四時五十一分休憩に入る（休憩後会議を再開するに至らなかった）